

第5 連携地域別の森林づくりの取組方向

本道は、地域によって自然的・社会的な条件や生活、文化などが異なり、森林づくりにおいては、それぞれの地域特性などを十分踏まえて、取組を進めることが大切です。

ここでは北海道総合計画の6つの連携地域別に、長期的な目標を掲げ、森林づくりの取組方向などを示します。

- | | |
|-------------|------------------|
| 【連携地域】 | (総合振興局・振興局名) |
| 1 道央広域連携地域 | (空知、石狩、後志、胆振、日高) |
| 2 道南連携地域 | (渡島、檜山) |
| 3 道北連携地域 | (上川、留萌、宗谷) |
| 4 オホーツク連携地域 | (オホーツク) |
| 5 十勝連携地域 | (十勝) |
| 6 釧路・根室連携地域 | (釧路、根室) |

1 道央広域連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・国際観光リゾートエリアが形成されているニセコ周辺地域や世界ジオパークに認定された伊達市・壮瞥町・洞爺湖町の「洞爺湖有珠山」と様似町の「アポイ岳」、道立自然公園の「野幌森林公園」など、観光資源として活用されている森林が数多く存在しています。
- ・石狩・空知管内は、石狩川が流れ、肥沃で広大な石狩平野が広がっており、農業用水への確保や海へ注ぐ河川の水質保全及び都市部の水道需要を背景に森林の水源涵養機能への期待が高く、森林機能区分の約6割が水源涵養林となっています。
- ・胆振管内及び日高管内西部では、急峻な地形に加え、脆弱な地質のため山地災害などが発生しやすい箇所が多く、また有珠山・樽前山の常時観測火山を抱えていることから、災害対策として治山事業[※]による森林の整備・保全が進められています。
- ・胆振管内では、安平町にある明治35年に指定された日本最古の保健保安林や、国立アイヌ民族博物館を含む「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が整備された白老町のポロト湖周辺の自然休養林などが地域住民の憩いの場として利用されています。
- ・えりも町では漁業関係者などが半世紀にわたって海岸林を造成したことにより、海岸の飛砂・潮害などから農地や集落が守られるとともに、水域環境の保全が図られています。
- ・原生的な森林を維持する日高山脈は、「日高山脈襟裳国定公園」に指定されており、国有林では森林生態系保護地域[※]が、道有林では保健・文化機能等維持林（生物多様性ゾーン）が設定されています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・大消費地の札幌圏には、プレカット加工などの高次加工施設が、苫小牧港などの貿易港がある臨海地域には製紙工場や製材工場等が立地しています。

- ・空知管内では、カラマツ芯持ちの柱材や梁・桁などの平角材が生産され、公共建築物や個人住宅等に広く使われ始めています。
- ・江別市及び苫小牧市のほか石狩市、当別町に大規模な木質バイオマス[※]発電施設が立地しているほか、各地で木質ペレット[※]や木質チップが生産・利用されるなど、木質バイオマスの活用が盛んに行われています。
- ・空知管内、後志管内及び胆振管内では、大消費地である札幌圏に近いことなどから、きのこや木炭、薪等の特用林産物[※]の生産が盛んです。

ウ 地域活動の取組

- ・後志管内では、全道屈指の強度を持つ後志の地域材ブランド「ようていカラマツ」の利用の拡大に取り組んでいます。
- ・日高管内では、森林組合[※]や林業事業体[※]、自治体等で構成する「日高地域森林資源持続化推進協議会」が設立され、林地未利用材[※]等の木質バイオマス[※]の安定供給体制が構築されるとともに、人工林施業等に伴い伐採され、チップ原料として集荷された広葉樹を選別、挽き板加工のうえ展示販売するなど、広葉樹資源の有効活用に向けた取組が行われています。
- ・むかわ町内の製材工場では、森林認証[※]材と一般材との原木の購入価格に差を設けるなど、森林認証材の普及拡大に取り組んでいます。
- ・住宅分野における地域材の利用拡大を図るため、後志管内の建築関係者や林業関係者、自治体等による情報交換ネットワークとして「しりべし・くつろ木の会」が設立され、一般消費者に対する地域材の普及・PR活動のほか、住宅に地域材を利用する上での課題解決に取り組んでいます。
- ・木質バイオマス[※]用の原料を安定供給するため、林地未利用材[※]の効率的な搬出や低コストの集荷輸送方法の確立に向けた取組が進められています。
- ・道央圏における木質バイオマス[※]の供給に関する協議会に石狩、空知の各森林組合[※]が参加し、林地未利用材[※]の利用拡大に取り組んでいます。
- ・「道民の森[※]」での森林環境教育[※]や地域の親子を対象とした体験活動、ゴルフ場跡地への植樹活動、アオダモ資源の育成をめざした「バットの森植樹祭」など、地域住民や企業、森林ボランティア団体等の協働による森林づくりが数多く進められています。

(2) 課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・道央圏の森林は、産業や観光の拠点が数多く存在する都市に近接していることから、森林による生態系の保全や水質の浄化など、森林の持つ多様な公益的機能を維持していくことが必要です。
- ・都市に近接した森林では、過去に資産保有の目的で購入され、未整備のまま所有者が不明となっている場合があることから、林地台帳[※]の活用などを通じ、森林の適正な整備に取り組むことが必要です。
- ・平成30年(2018年)9月に発生した北海道胆振東部地震により、広範囲にわたり山地

崩壊した大規模な被災森林の中・長期的な森林再生を計画的かつ着実に実施することが必要です。

- エゾシカによる農林業被害が依然として多いことから、関係機関が一体となって被害防止と捕獲に継続して取り組むことが必要です。
- 通年雇用化や就労環境の改善に向けた造林※作業の軽労化を進めるなど、新規就業者の育成・確保を図ることが必要です。
- 住宅着工数の多い札幌圏にも近く、近隣地域の木材需要が期待できることから、地域材のブランド化や生産・輸送コストの低減化等を進めることにより、建築分野や木質バイオマスイエネギー利用※など、地域材の利用拡大を一層促進することが必要です。
- 日高管内では、トドマツなどの人工林施業等に伴い伐採される広葉樹の大部分が、製紙原料やバイオマス燃料等の低位な利用にとどまっていることから、日高産広葉樹の付加価値向上に向けた取組が必要です。
- 道民・ボランティア団体・企業・行政・教育関係機関などとの連携強化や木育マイスター※などの人材の育成に努めるとともに、森林づくりに対する理解を深める取組が必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- 石狩川水系や太平洋及び日本海沿岸地域の豊かな海と川をはぐくむとともに生物多様性※の保全を図るため、野生生物の生息・生育へ配慮した森林づくりを進めます。
- 都市周辺地域や水源地域などの豊かな森林の再生・整備や、景観等にも配慮した人工林の適切な整備を進めます。
- 所有者不明森林など経営管理が行われていない森林の整備を行うため、市町村に対して、林地台帳※の所有者情報等の精度向上や森林経営管理制度※の適切な運用の支援、森林環境譲与税※を活用した事業の提案などの取組を進めます。
- 急峻な地形などで山地災害のおそれがある箇所では、治山事業※等による災害に強い森林の整備・保全を進めるとともに、北海道胆振東部地震により被災した林地を復旧するため、令和5年度（2023年度）までを集中的に取り組む期間として公共事業等を活用し治山施設の整備等を計画的に進めます。
- 北海道胆振東部地震に係る森林再生は、胆振東部森林再生・林業復興連絡会議が進捗管理する実施計画に沿って、地域と一体となって進めます。まず一体的・効率的に施業ができるよう被災森林への十分なアクセスを確保する路網※を整備するとともに、道有林が率先して植林を行い、その結果を民有林に普及するため森林所有者に戸別訪問等を行い意欲喚起に努めます。また、保全対象の状況等に応じて森林整備事業や治山事業※等を効果的に活用して計画的かつ着実に進めます。
- エゾシカによる森林被害の軽減を図るため、関係者との連携のもと、捕獲や被害状況の把握などを進めます。
- 林業担い手の育成・確保を進めるため、教育機関や地元の林業事業者※、市町村など地域関係者で構成される各地域の林業担い手確保推進協議会において、新規就業者の確保に向けた通年雇用化や就業環境の改善に向けた造林※作業の軽労化などの取組を進めます。

- 森林施業プランナー[※]や地域林業のまとめ役となるリーダー等の人材を育成するとともに、適切な施業を行い労働安全衛生管理に努める林業事業者[※]の育成を進めます。
- 地域材のブランド化や加工流通体制の整備、地域関係者との連携した取組などを通じて、公共建築物や住宅用資材、土木用資材などへの利用促進を図ります。
- 日高産広葉樹の付加価値向上を目的として、多様なニーズへ対応するための生産・供給体制（サプライチェーン）の構築に向けた取組を進めます。
- 地域での熱利用など、林地未利用材[※]のバイオマスエネルギーへの利用促進に向けた取組を進めます。
- 木質バイオマス[※]発電施設における原料の需要の増加に適切に対応するため、既存利用に影響を及ぼさないよう、間伐[※]などの森林整備[※]に伴い発生する林地未利用材[※]や河川整備等に伴い伐採した河道内樹木の継続的な有効活用により、原料の安定的な供給体制づくりに関係者と連携して取り組みます。
- 森林づくりに関する地域住民の理解の醸成を図るため、木育マイスター[※]、企業やNPOなどの民間、国や市町村、教育関係機関などと連携しながら、様々な形で道民が木育活動に参加できる取組を進めます。
- 全国的な緑化行事が行われた苫小牧東部地域の「苫東・和みの森」を木育活動の拠点として活用し、木育マイスター[※]と連携して木育の取組を進め、道民の森づくりの理解を深めます。

2 道南連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・寒暖の差が比較的少なく温暖な気候であることから、スギをはじめとする主に本州で見られる樹木と、ブナ・ヒノキアスナロ（ヒバ）・サワグルミなど温帯性の樹木が生育しており、道南特有の森林景観を形成しています。
- ・七飯町の渡島半島最高峰である横津岳は、恵山道立自然公園の拡張区域として指定され、チシマフウロやハクサンチドリなどの高山植物や湿原植物が生育しています。
- ・松前町、上ノ国町の2町にまたがる大千軒岳にはブナ林や高山植生が広がっており、道の自然環境保全地域に指定されています。また、せたな町の狩場山地の国有林野にはクマガウなどの希少な野生生物が生息・生育しており、森林生態系保護地域[※]に設定されています。
- ・江差町の砂坂海岸林などが保安林[※]として指定されており、海岸の飛砂・潮害などから集落や農地を守っています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・北部の内陸と内浦湾沿岸部ではトドマツ、日本海側南部ではスギを主体とした森林づくりが進められています。また、檜山管内では、ヒノキアスナロなど郷土樹種による植林も行われています。
- ・管内製材工場等では、トドマツ人工林材の集成材[※]や広葉樹輸入材を原料とする合単板、フローリング材が生産されているほか、防火処理された内外装材が国土交通省に認定されるなど、新たな木材利用の開発に向けた取組が進められています。
- ・利用期を迎えているスギについては、その多くが函館港から本州や韓国・中国へ移輸出されており、地場での消費が少ない傾向にあります。

ウ 地域活動の取組

- ・道南地域では、管内市町・森林組合[※]等で組織している「はこだて森林認証推進協議会」と道により、私有林約16万3千haで森林認証[※]を取得するとともに、C o C認証[※]も取得し、認証材の供給体制を確立しています。
- ・林業担い手確保にかかる協議会が知内町、渡島地域、檜山地域でそれぞれ設立され、学生向け説明会や就業相談をはじめとした担い手確保に取り組んでいるほか、生徒の募集や受入など、北森カレッジを支援する各種取組を進めています。
- ・道南スギなどの地域材について、公共建築物や住宅等への活用を推進するとともに、木製品への活用についても地域住民等と連携して取り組んでいます。
- ・北斗市に木質バイオマス[※]発電所が立地しているほか、管内公共施設では木質バイオマスボイラーが利用されるなど、再生可能エネルギーの導入を促進しています。
- ・企業や木育マイスター[※]道南支部が中心となって、地域の観光施設や様々なイベントにおいて、木育活動が積極的に取り組まれています。

- ・道南の建設業者などがNPO法人「北海道魚道研究会」を設立し、魚道の清掃活動などを通じて、河川環境の保全と回復を図る取組を行っています。
- ・地域の緑化ボランティア団体が連携して、地域住民等と共にスギやブナ・ヒノキアスナロなど道南特有の森林景観の保全や自然環境の形成に取り組んでいます。また、檜山管内では豊かな森・川・海を次世代に引き継ぐため、地域住民をはじめとする幅広い関係団体等の協働による森林づくりに取り組んでいます。

(2) 課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・駒ヶ岳周辺の火山活動や近年増加している大雨などによる山地災害の防止及び自然公園内に生息する野生生物等を守っていくために、森林の持つ多面的機能[※]を最大限発揮できる森林づくりが必要です。
- ・林業の成長産業化を担う林業事業体[※]の育成を図るためには、人材の育成や林業事業体の経営力の向上を促進することが必要です。
- ・道南特有のスギを中心とした人工林は、本格的な利用期を迎えているものの、地元での需要が少ないことなどから、増大が見込まれる大径材の活用に向けた体制を整備するとともに、新たな需要や販路を創出し、ブランド力を強化することが必要です。
- ・地域での再生可能エネルギーの活用を促進するため、木質バイオマス[※]の安定的な利用を推進することが必要です。
- ・協働による森林づくりを促進するためには、地域の森林に関する情報の提供や活動フィールドの確保を行うなど、地域住民をはじめ、企業やNPOなど民間団体による自主的な森林づくり活動に対する積極的な支援が必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・駒ヶ岳周辺の火山活動に起因する山地災害を防止するため、治山施設や森林の整備を進めます。
- ・日本海沿岸は強風地帯で急傾斜地が多いことから、防風・飛砂・土砂流出対策など、住民の生活を守るための森林づくりを進めます。
- ・横津岳、大千軒岳や狩場山地などのすぐれた自然環境や特色ある景観を形成する森林や、希少な野生生物の生息・生育地となっている森林の整備・保全を進めます。
- ・教育機関をはじめ地元の林業事業体[※]、市町村など地域の関係者と連携した取組を進めるとともに、北森カレッジと連携し、林業担い手の育成・確保に努めます。
- ・公共建築物や住宅などへの地域材の利用を促進するとともに、大径材加工工場の整備や品質・性能の確かな建築用製材、集成材[※]、プレカット材などの供給体制の確立を図ります。
- ・多様な主体との連携による道南スギを活用した製品開発など、地域材の新たな利用方法を提案する取組を通じて、「道南スギ」の認知度向上とブランド化を促進します。
- ・木質バイオマス[※]発電施設向け原料材の安定供給体制の構築やバイオマスボイラーの導入促進などにより、木質バイオマスの積極的な活用に取り組みます。

- 国や市町村、教育関係機関などと連携し、「渡島みどりネットワーク」などのボランティア団体や「木育マイスター※道南支部」、さらには企業やNPOなど民間団体が行う木育活動の支援を継続して行います。
- 地域住民を対象に、森林づくりや木材利用に対する理解が深まる取組を国有林・道有林を相互に活用して定期的を実施します。
- 地域住民と連携して、郷土樹種であるブナ林やヒノキアスナロ林などの森林づくりを進めます。

3 道北連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・上川管内では、雄大な山岳を形成する大雪山系が「大雪山国立公園」に指定されており、エゾマツやダケカンバなどの大規模な原生林は希少な野生生物等の生息・生育地となっていることから、保健文化機能等維持林の生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）に設定されるなど、保護が図られています。
- ・留萌管内は、優れた山岳景観と豊かで清らかな水を生み出す暑寒別山系をはじめ、長年の弛みない森林造成の取組により蘇った天売の水源林、国内随一の5万本ものオンコが広がる焼尻の原生林など、地域に欠かすことのできない希少な森林資源を有しており、その自然環境と水資源の保全が図られています。
- ・留萌及び宗谷管内では、厳しい気候や土壌などの条件などにより、他地域に比べ森林の育成に長期間を要する地域となっていますが、トドマツを中心に利用期を迎えた人工林が増えています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・上川管内の林業・木材産業は、かつて豊富な天然林資源を背景に発展してきましたが、近年は、充実した針葉樹人工林材を積極的に活用し、建築材等の既存利用のほか、地域性を活かした家具材としての利用や木質バイオマスエネルギー[※]としての利用が進められています。
- ・留萌管内では、留萌流域森林・林業活性化協議会を中心に、施業の集約化[※]による効率的な間伐[※]の推進、地域内での木質バイオマス[※]利用の推進、留萌港を活用した木材の移輸出や所管を越えた共同施業など、地域材の利用拡大に向けた取組が進められています。
- ・宗谷管内では、酪農地帯である地域特性を活かし、間伐材等を原料としたオガ粉の家畜敷料としての利用を図るなど、地場産業と連携して地元消費の拡大が進められています。

ウ 地域活動の取組

- ・上川管内では、市町村と森林組合[※]等で構成する「上川森林認証協議会」が研修会等を通じて地域一体となった森林認証[※]の取得に向けた取組を進めており、道有林を含めた民有林における森林認証の取得が進んでいます。また、留萌管内においても、市町村及び森林組合等が中心となって「るもい森林認証協議会」を立ち上げ、森林認証の取得や、認証材の利用促進に向けた合意形成を進めています。
- ・上川、留萌、宗谷の各地域林業担い手確保推進協議会は、農業高校及び道や市町村、森林組合[※]、林業事業体[※]、国有林等の関係者と連携して、林業担い手の育成・確保に向けた学校訪問や高校生へのインターンシップの促進、自衛隊退職予定者への林業就労支援、造林[※]作業の軽労化などに取り組んでいます。
- ・企業やNPO、市民ボランティアによる森林づくり活動や、木育マイスター[※]による体験イベントの開催など、民間主体による木育の取組が活発になっています。

- ・留萌管内の「留萌みどりづくりネットワーク」や宗谷管内の「地球温暖化防止・北のてっぺん緑化プロジェクト」、枝幸町の「枝幸町北の魚つきの森推進協議会」など、各地で様々な団体が植樹などの森林づくり活動を行っています。

(2) 課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・道北地域の主要樹種であるトドマツを中心に、森林認証[※]を活かした森林管理と、森林認証材をはじめとする地域材の利用拡大を図ることにより、森林資源の循環利用[※]を着実に進める必要があります。
- ・自然公園や水資源の重要地域などに位置する針葉樹主体の育成単層林にあっては、広葉樹林化や混交林化による育成複層林への誘導・造成に向けた更新[※]方法の検討も必要です。
- ・宗谷管内では、木材価格の低迷により森林所有者の森林への関心が薄れており、特に点在する採算性の低い森林では、適切な森林整備[※]を進める必要があります。
- ・留萌管内及び宗谷管内では、林業従事者や製材工場等が少ないことから、近隣地域の事業者と連携を図りながら効率的な木材の搬出や利用を進める必要があります。
- ・上川管内を中心に、広葉樹資源を活用した地域産業振興への期待が高まっていることから、資源の把握や利用・育成といった課題に対する取組が必要です。
- ・地域での新エネルギーの活用を促進するため、木質バイオマス[※]の安定供給とエネルギー利用を推進する必要があります。
- ・森林づくりに対する道民理解を促進し、協働による森林づくりを進めるため、木育の取組を推進していく必要があります。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・森林認証[※]を取得した森林から産出される木材を、林業・木材産業関係者が連携して地域内で利用する取組を促進し、豊かな森林資源の循環利用[※]を進めます。
- ・道北地域は農業、酪農が盛んなことから、農業用資材や公共建築物等、多様な分野で地域材の利用を促進します。
- ・広葉樹資源の利用を促進するとともに、木質バイオマス[※]のエネルギー利用について地域が連携して取り組みます。
- ・宗谷管内では、森林経営計画[※]の作成促進や森林経営管理制度[※]の活用などにより点在する森林を取りまとめて集約化施業を行い、作業コストを抑えるとともに、自然条件が厳しく、木材生産機能の発揮が難しい森林については、公益的機能が発揮されるような森林の姿へ誘導するなど、発揮が期待される機能に応じて、計画的な森林整備[※]を推進します。
- ・林業担い手の育成・確保に向け、上川、留萌、宗谷の各地域林業担い手確保推進協議会では、若年層など新規就業者の確保、通年雇用化の促進、就業環境の改善を図ります。また、「上川地域支援協議会」を中心にインターンシップの積極的な受入など北森カレッジとの連携を強化します。

- 教育機関等との連携を強化し、地域に適した森林環境教育※を推進するとともに、道有林の積極的な活用や地域の木育イベントへの支援を通じて、森林や木材とふれあう機会の充実を図ります。
- 木育マイスター※等、木育推進の担い手となる人材の育成や相互交流を促進し、道北地域全体で民間主体による木育の取組を拡大します。
- 上川管内では、「上川の木育推進を図る連携協議会」と連携して、道民等の参加による森林づくり活動などの木育の取組を推進することにより、地域の振興や林業・木材産業の担い手育成に取り組めます。
- 留萌管内での「木育」の認知度を向上させるため、「留萌みどりづくりネットワーク」を中心とした木育活動を積極的に展開していくとともに、企業や団体などと連携した森林づくりを進めます。

4 オホーツク連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・天然林は針葉樹のエゾマツ・トドマツや広葉樹のナラ・カンバ類が混在する針広混交林[※]で、人工林は東部ではカラマツ、西部ではトドマツが主体で全道に比べ高い人工林率となっています。
- ・知床は世界自然遺産に登録され、遠音別岳は原生自然環境保全地域[※]に指定されています。国有林野には森林生態系保護地域[※]と「緑の回廊[※]」が設定されており、原生的な森林やサケ・マスが産卵する河川があるほか、シマフクロウやオジロワシ、シレットコスミシなどの希少な野生生物が生息・生育しています。
- ・海岸線は、天然湖沼や自然草原が連なって独特の海浜景観を形成するとともに、カシワ林などの海岸林も残されています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・国有林と民有林が一体となった森林認証[※]の取得や産出された森林認証材を使用した公共施設・住宅の普及PRを行うなど、オホーツクの特色を活かした地域材のブランド化が進められています。
- ・流域を単位として、林業、木材産業等の幅広い関係者が連携し、適切な資源管理体制や低コストな林業経営、高付加価値製品の生産体制の構築など、森林資源の循環利用[※]を後押しする取組を進めています。
- ・豊富な森林資源を背景に、合板[※]・CLT[※]から木製スプーン等の木工製品など様々な木材製品の生産地であるとともに、紋別市や網走市ではFIT認定を受けたバイオマス発電所が稼働しており、地域材の利用を拡大する様々な取組が進められています。

ウ 地域活動の取組

- ・(一社)オホーツク森林産業振興協会では、森林認証[※]材を中心とした地域材の利用促進に向けた普及PRに取り組むとともに、管内11の木育関連施設が連携したバスツアーの実施や木育月間の設定など、北見市にあるオホーツク木のプラザを拠点とした、木育活動のネットワーク化を進めています。
- ・斜里町では知床の「100平方メートル運動の森・トラスト」により、開拓跡地に原生の森と生態系を再生することを視野に入れた森林づくりが続けられています。
- ・網走東部・西部流域森林・林業活性化協議会では、地元林業関連団体や教育機関をはじめとした関係者による「オホーツク地域林業担い手確保推進部会」を設立し、林業担い手の育成・確保に係る情報の共有と、課題解決に向けた取組を進めています。
- ・管内の森林ボランティア団体などで構成する「オホーツクみどりネットワーク」では、関係機関と連携した取組や情報の共有化を図るなど、みどりに親しむことを目的とした木育活動に積極的に取り組んでいます。
- ・「オホーツクの森」(国有林)や「げんきの森[※]」(市町村有林)など様々なフィールドを

活用して、漁業協同組合、生活協同組合、森林ボランティア団体などが育樹活動や森林環境教育^{*}等を行っています。

(2) 課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・道内の他地域に先行してカラマツを中心とした人工林の利用が進む中、伐採跡地の拡大が懸念されているため、再造林の推進など適切な資源管理を進めることが必要です。
- ・エゾシカによる食害が依然として高い水準にあるため、生態系の保全や健全な森林整備^{*}のため、効果的なエゾシカの捕獲支援を含めた被害対策が必要です。
- ・林野庁の林業成長産業化地域創出モデル地域として、北海道第1号に選定されたことを踏まえ、本格的な利用期を迎えた人工林など地域の森林資源の循環利用^{*}を進めるため、ICT^{*}等を活用した取組を進めることが重要です。
- ・森林資源を将来にわたり維持し、安定的に利用するため、伐採、造林^{*}などを担う管内の林業従事者を育成、確保する取組が必要です。
- ・人工林資源の保続と原木の安定供給を図るためには、林業経営の低コスト化を早急に進めることが必要です。
- ・オホーツク産木材・木製品の利用促進を図るため、最終消費者のオホーツク産木材の認知度向上に向けた取組が必要です。
- ・バイオマス発電所の稼働などにより、木質バイオマス^{*}の需要が増加していることから、安定的な供給体制を構築することが必要です。
- ・木育活動の普及・定着を図るためには、道民の参加を促進するとともに、SDGsやカーボン・ニュートラルに関心のある企業に対する森林づくりへの参加や木育イベント開催などの働きかけや、木育マイスター^{*}がそれぞれの得意分野を活かした活動が可能となるよう支援が必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・低密度による植林や、コンテナ苗^{*}を活用するなど、再造林の低コスト化を促進し、適切な森林管理を推進するための取組を進めます。
- ・効果的な手法を用いたエゾシカの捕獲を推進し、地域の関係機関が一体となったエゾシカ被害対策を進めます。
- ・ICT^{*}等を活用した木材流通システムの検証や高性能林業機械^{*}を組み合わせた効率的な作業システムの確立と普及を促進するなど「北海道らしいスマート林業^{*}」の定着を目指します。
- ・「オホーツク地域林業担い手確保推進部会」による地域ネットワークを活用し、林業インターンシップの取組を推進するほか、北森カレッジの地域支援組織として地域実習に協力するとともに森林づくりを支える人材の確保に向けて地域の魅力のPRを行うなど、若者が林業に新規参入するための取組を促進します。
- ・オホーツク産木材・木製品の首都圏などでの利用促進や木質バイオマス^{*}のエネルギー利用の拡大など、多様な分野での木材利用を促進します。

- 大規模な木質バイオマス[※]発電施設における原料の需要の増加に適切に対応するため、既存利用に影響を及ぼさないよう、間伐[※]などの森林整備[※]に伴い発生する林地未利用材[※]の安定的な供給体制づくりに関係者と連携して取り組みます。
- 木育活動のネットワーク化による木育運動の定着を図ります。
- 木育マイスター[※]の活動を支援するための仕組みづくりを進めるとともに、道民の関心が高い食育や子育てと連携した木育イベントを開催します。
- 企業のニーズにあった森林づくり活動のフィールドの確保や、環境保全に関心のある企業へ情報提供を行うなど、企業の自発的な木育活動の参加を推進します。

5 十勝連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・エゾマツ、トドマツなどの針葉樹とミズナラ、シナノキ、カンバ類などの広葉樹が混交する天然林のほか、全道でも有数の大規模なカラマツ人工林が広がっています。
- ・十勝平野では大規模な畑作や酪農経営が展開されており、整然と配置された耕地防風林が、作物の四季折々の色彩とあいまって美しい農村景観を形成しています。
- ・大雪山国立公園に指定されている国有林には「森林生態系保護地域^{*}」及び「緑の回廊^{*}」が設定されているほか、新得町が「原生自然環境保全地域^{*}」に指定されており、エゾマツ、トドマツを主体とする原生的な森林地帯にシマフクロウ、クマゲラなどの希少な野生生物が生息・生育しています。
- ・海岸では天然の湖沼群や砂浜などからなる海浜景観が形成されるとともに、防霧保安林などの海岸林が整備され、飛砂、潮害などから集落や農地を守っています。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・昭和初期からカラマツ造林^{*}が積極的に行われ資源量が豊富にあり、現在では主伐対象となる7齢級以上の面積が資源全体の約7割を占めています。
- ・地域の森林整備^{*}の中核的な担い手である森林組合^{*}は広域合併が進められており、事業量の確保などを通じ経営の安定化に取り組んでいます。
- ・製材工場の原木消費量の約8割がカラマツであり、カラマツを原料とする製材工場の割合が他地域に比べ高くなっています。
- ・製材生産量の7割が梱包材やパレット材等の産業用資材として生産されています。また、製材出荷量の8割が道外へと移出されています。
- ・十勝管内の一部の製材工場では、新たな乾燥技術を用いたカラマツ構造材やトドマツ2×4材の生産が行われています。
- ・酪農が盛んな十勝では、オガ粉等が家畜敷料などに利用されるとともに、地域の熱エネルギー源として木質パレット^{*}やチップが利用されるなど、木質バイオマス^{*}の有効利用が進んでいます。

ウ 地域活動の取組

- ・地域の市町村と森林組合^{*}が一体となって設立された「とかち森林認証^{*}協議会」では、構成員の森林約13万haの民有林を認証林として管理しています。認証林から生産された認証材は、地元の公共施設の建築材等に活用されており、協議会では「SGEC プロジェクト認証」の取得をサポートするなど、認証制度の普及活動を行っています。
- ・地域の林業関係者や教育機関等で構成する「十勝地域林業担い手確保推進協議会」では、地域における林業担い手育成・確保や就業環境の改善などを促進する取組が行われています。
- ・地材地消^{*}を推進するため、公共施設や森林土木工事等への利用や、地域の木材業者と設計者・工務店等が一体となって設立された「とかちの木で家をつくる会」では、地元

産カラマツを使った住宅の建築を促進する取組を進めています。

- 管内各地において、地域住民やボランティア団体、漁業関係団体、一般企業等により、植樹や育樹、除間伐などの森の手入れが継続的に行われ、十勝の豊かな森林づくりに繋がっています。
- 管内在住の木育マイスター[※]が徐々に増加し、平成 30 年（2018 年）には「十勝木育マイスターの会」が設立され、木育マイスターの交流や連携が進みつつあり、市町村のイベント等において、各マイスターが得意分野を活かしながら、森林体験学習や木のものづくり体験などの活動を行っています。
- 木育の新たな展開として、音更町に所在する短期大学では、講義に木育を取り入れ、地域材を活用した楽器キットの開発やそれを用いた幼児への音楽教育の実習を行うなど、教育分野における木育活動が試みられています。
- 十勝発祥のユニークな取組として、地域の代表的な木材でドーナツ形状の木製玩具を製作し、地域で生まれた赤ちゃんに贈る「森の輪（わっこ）」プロジェクトがスタートし、十勝管内を中心に 10 市町村に広がっています。
- 浦幌町では、首都圏の IT 関係者と地元林業会社等との交流を通じて、最新デジタル技術で気軽に森林浴が体験できる「デジタル森林浴」を提供するサービスが開始されるなど、地域の森林資源を幅広い視点で捉え、起業や地域振興に繋げていく新たな動きが活発になっています。

（２）課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- 森林所有者の造林[※]意欲低下や高齢化、後継者の不足といった要因等から、十勝管内には長期間更新[※]されない伐採跡地が多く、その解消が急務となっています。
- ゼロカーボン北海道[※]の実現に向け、再生林の低コスト化、クリーンラーチ[※]苗木等を活用した森林の若返りを図るため計画的な伐採及び造林[※]が必要となっています。
- 民有林の防風保安林では、高齢で過密化した林分が多く、今後、保安林[※]機能が低下する恐れがあることから、適切な更新[※]、整備を図るとともに、減少が危惧される耕地防風林と併せて十勝における防風林の維持増進を図ることが必要です。
- 近年多発している大規模洪水災害等に対して、十勝川流域の関係機関が連携し被害軽減や事前防災対策を進めることが必要です。
- 管内の林業従事者は近年増加傾向にありますが、高齢者の割合が依然として高く、今後の従事者の減少が懸念されることから、地域の関係者が連携して森林づくりを支える担い手の育成・確保に取り組んでいくことが必要です。
- 主伐期を迎えたカラマツは、大径材を生産できる状況となっていますが、製材としての利用は梱包材などの輸送用資材が主であり道外への移出が多いことから、地域内の需要を喚起し、地材地消[※]の推進を図ることが必要です。
- 既存の熱利用や農業資材用等の利用のほか、発電燃料用チップの需要が今後本格化することから、木質バイオマス[※]を安定的に供給することが必要です。
- 木育マイスター[※]の中には、新たな活動の場や展開を求めるニーズがある一方、民間企

業等においては、SDGsの観点等から木育への関心が高まりつつあることから、両者のマッチングなどにより、多くの地域住民の参加を得ながら、自発的で幅広い木育の展開を図ることが必要です。

- ・ウィズコロナ時代における人々のニーズや国による森林サービス産業の動向も参考にしながら、地域の多様な関係者が連携して森林資源の幅広い活用を図ることが必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・市町村森林整備計画[※]実行管理推進チーム等を活用するなど、地域関係者が一体となって、再造林の推進や適切な資源管理による伐採跡地の解消に向けた取組を進めます。
- ・「大雪山国立公園」などのすぐれた自然環境や特色ある景観を形成する森林、希少な野生生物の生息・生育地となっている森林については、生物多様性[※]の保全などに配慮した森林の整備・保全を進めます。
- ・防風保安林の更新[※]に向けた森林整備[※]の普及啓発を行うとともに、農業関係者と連携し、耕地防風林の維持増進を図ります。
- ・十勝川水系流域治水プロジェクトを活用し、関係機関と連携を図り、森林の水源涵養機能の維持、向上のための治山施設整備、森林整備[※]保全対策を進めます。
- ・森林づくりを支える担い手の育成・確保のため、「十勝地域林業担い手確保推進協議会」において、作業の軽労化などの就労環境の改善、就業体験支援や地域の特徴や魅力のPRなどに関係者と連携して取り組みます。
- ・地域材の利用拡大を図るため、製材工場やクラフト生産者等の木材加工者に HOKKAIDO WOOD[※]への参加を働きかけ、イベントなどを通じて一般消費者に対して HOKKAIDO WOOD 製品のPRに取り組みます。
- ・住宅分野での地域産カラマツの利用を促進するため、「とかちの木で家をつくる会」と連携を図り、工務店や一般消費者に対する住宅見学会を開催するなど、普及啓発に取り組みます。
- ・森林認証[※]材の供給体制を構築するため、管内の木材関連企業にCOC取得を働きかけるとともに公共建築物におけるプロジェクト認証の取得を推進し、需要拡大に向けた取組を進めます。
- ・木質バイオマス[※]のエネルギー利用を推進するため、既存利用者に影響を及ぼさないよう間伐[※]など森林整備[※]に伴い発生する林地未利用材[※]の安定的な供給体制づくりに関係者が連携して取り組みます。
- ・森林が有する水源涵養、山地災害防止、温暖化防止、生物多様性[※]、木材生産などの多面的機能[※]の維持増進や理解促進を図るため、各市町村やボランティア団体、漁業者や一般企業など多様な関係者との連携を図りながら、地域の森林づくり活動を推進します。
- ・木育活動の指導やコーディネートを担う木育マイスター[※]と、木育やSDGsに関心のある地元企業等とのマッチングを行う仕組みづくりを進め、自発的で幅広い木育活動の展開に繋げていきます。
- ・「デジタル森林浴」などの地域の取組と連携しながら、森林浴や森林をベースとしたアウトドア活動、ワーケーション[※]など、地域の森林資源の多様な利用を図ります。

6 釧路・根室連携地域

(1) 森林・林業・木材産業等の特性と地域活動の取組

ア 特色ある森林等

- ・釧路、根室管内には約 56 万 ha の森林が広がっており、一般民有林や国有林パイロットフォレスト[※]のカラマツ人工林と、国有林、道有林のトドマツの人工林が、利用期を迎えています。
- ・北海道遺産の「根釧台地の格子状防風林」をはじめとした防風林、河川や湿原の周辺の河畔林、海岸沿いの魚つき保安林や防霧保安林などが、地域の基幹産業である酪農や漁業、住民生活を保全する森林として重要な役割を果たしています。
- ・世界自然遺産の「知床」や、「阿寒摩周国立公園」、「知床国立公園」、「釧路湿原国立公園」、「厚岸霧多布昆布森国定公園」といった4つの国立・国定公園、「風蓮湖・春国岱」「霧多布湿原」などの6つのラムサール条約湿地があり、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ、タンチョウ、イトウなどの希少な野生動植物が生息・生育する豊かな森林があります。

イ 林業・木材産業等の特性

- ・一部の林業事業者[※]では、降雨による路面侵食の防止を図る構造を採用するなど維持経費の軽減を図る路網[※]の整備や、高性能林業機械[※]の稼働率向上などに取り組んでいます。
- ・製材工場をはじめ、チップ工場、合単板工場など様々な木材関連産業があり、梱包材、大規模な木造建築で活用される構造用集成材[※]などのカラマツ製品のほか、フローリングなどの板材、製紙原料のチップなども製造されています。このほか、地域の基幹産業である漁業関連ではトドマツを原料とした魚箱、農業関連では木造牛舎資材やオガ粉などが生産されています。
- ・トドマツの枝葉を活用した空気を浄化する作用のある精油・精水が製造され、様々な商品に活用されています。また、カラマツ材を活用した飛沫防止パーテーションや子どもイスが開発され、「HOKAIDO WOOD」として台湾での展示会に出展するなど、道産木材製品の販路拡大に向けた取組が進んでいます。

ウ 地域活動の取組

- ・河川や湿原周辺に森林帯を設定し、主伐の作業種を択伐や1 ha 未満の皆伐とするなど、水質を保全し、漁業に配慮した事業を進めています。
- ・世界自然遺産である知床では、治山ダムに魚道や切り下げを設けるなど、海から川を遡上するサケ類などの生態系に配慮した取組を行っています。
- ・森林認証[※]の取得に向けた情報収集や検討をするなど、環境に配慮した持続可能な森林経営[※]の促進に向けて取り組んでいます。
- ・別海町・中標津町・標津町の3町と根釧東部森林管理署が、民有林と国有林を対象として森林整備[※]と保全にかかる協定を締結し、地域の基幹産業である農業と漁業を支える防風林や河畔林を連携して整備・保全するための取組が行われています。

- ・中標津町では、Jクレジット制度を活用し、町有林の整備により達成されたCO₂吸収量のクレジット販売で得た収入を、さらなる造林[※]や間伐[※]費用として有効活用し、森林整備[※]を推進しています。
- ・北海道東部地域（オホーツク、十勝、釧路、根室）の推定生息数31万頭に及ぶエゾシカによる森林への被害を軽減するため、大型の囲いワナなどの設置による頭数削減に努めています。
- ・白糠町、釧路市では、津波エネルギーを緩和し減災[※]を図る海岸防災林[※]の造成を行っています。
- ・地域において組織される森林資源の活用を検討する協議会等に参画し、林業・木材産業関連企業や一般企業と連携した地域材の利用を促進する取組を進めています。
- ・民間企業と釧路総合振興局が包括連携協定を締結し、トドマツの利用促進と森林への理解向上に向けた取組を進めています。
- ・市町村や木育マイスター[※]、教育関係者、NPO法人などが、森林の観察や木工作などを通じて森や木にふれ親しむ木育イベントを開催しています。
- ・各市町村では、地域住民や農協、漁協、NPO法人などが連携し、チシマザクラ等を活用した緑化運動や河畔林の造成などを行うとともに、民間企業による植樹活動も展開されています。

（２）課題と森林づくりの取組方向

ア 地域の課題

- ・管内のカラマツ、トドマツなどの人工林は利用期を迎え、今後主伐が増える見込みであることから、次の世代の資源として造成するため、森林施業[※]を集約化し効率的に実施するなどコストの低減を図り、伐採後、着実な再造林を行う必要があります。
- ・エゾシカによる農林業被害が依然として発生しており、関係機関が一体となって被害防止と捕獲に継続して取り組むことが必要です。
- ・世界自然遺産の「知床」や4つの国立・国定公園、6つのラムサール条約湿地を擁する地域であり、希少な野生生物の生息・生育地やすぐれた自然景観を保全するとともに、地域の基幹産業である酪農や水産業を支え、河川や海の環境を守り、山地災害防止等のための地域環境に配慮した治山事業[※]を推進する必要があります。
- ・高齢化や人口減少に伴い、林業を支える新たな担い手の確保に向け取り組む必要があります。
- ・利用期を迎えたカラマツやトドマツの人工林資源を、地域の基幹産業である農業や漁業の関連分野での利用や、公共建築物をはじめ、住宅や店舗・事務所などの民間建築物などで使用するなど、関係機関が連携して、道産木材の利用拡大に取り組む必要があります。
- ・現在、稼働している発電用施設など木質バイオマス[※]のエネルギー利用に対して、引き続き、林地未利用材[※]やチップ等を安定的に供給することが必要です。
- ・道では、「2050年のゼロカーボン北海道[※]」の実現に向けて森林吸収源対策を推進することとしており、森林や木材に対する関心を一層深める必要があることから、引き続き、

次世代を意識した木育の取り組みを進めていくことが必要です。

- ・環境保全に関心のある企業等に対し、木育活動の多様なニーズに対応していく必要があることから、活動をコーディネートできる木育マイスター[※]などの人材確保を図り、企業と連携した木育活動を行っていくことが必要です。

イ 課題の解決に向けた取組

- ・計画的な森林整備[※]や主伐や間伐[※]の事業箇所をまとめる集約化など森林施業[※]コストを低減する取組を推進し、伐採後の着実な再生林を進めます。
- ・特定増殖事業者（民間採種園[※]）に対する技術指導や支援を行い、成長が早くCO₂吸収量の増加が期待されるクリーンラッチ[※]苗木の増産に向けた取組を進めます。
- ・エゾシカによる森林被害を防止するため、被害状況を把握するとともに、侵入防止柵や忌避剤散布などの防除対策を実施するほか、囲いわなの設置によりエゾシカ捕獲を進めます。
- ・世界遺産の「知床」、国立・国定公園、ラムサール条約湿地などすぐれた自然環境や景観を保全し野生動植物を守るため、河川や湿原周辺における森林では大規模な開発を抑制するとともに、治山ダムに切り下げを設けるなど生物多様性[※]の保全に配慮するほか、伐採などの作業を行うときには森林のかく乱を抑えるよう努めます。
- ・安全・安心を確保するため、治山施設の整備に取り組むとともに、道内各地の普及をめざす先駆的なモデルとなる住民参加による海岸防災林[※]づくりを支援します。
- ・地域の森林整備[※]を担う人材を確保・育成するため、北森カレッジが行う地域実習の受入や、地元学生への出前講座の実施など、地域林業担い手確保推進協議会における取組を進めます。
- ・市町村、企業、森林組合[※]、研究機関と連携し、カラマツ・トドマツをはじめとする地域の森林資源の利用を促進するため、公共建築物をはじめ、牛舎や住宅・事務所などの木造建築物のセミナーや見学会、や各種イベントでの製品の展示など、道産木材の活用・普及拡大に向けた取組を進めます。
- ・木質バイオマス[※]のエネルギー利用を推進するため、既存利用者に影響を及ぼさないよう、間伐[※]など森林整備[※]に伴い発生する林地未利用材[※]の安定的な供給体制づくりに関係者と連携して取り組みます。
- ・木育マイスター[※]、企業やNPOなどの民間、国や市町村、教育関係機関などと連携し、次世代を担う子どもたちを中心に、森や木材に対する理解を深める木育の取組を進めます。
- ・SDGsやカーボン・ニュートラルに関心がある企業やNPO等と木育マイスター[※]が連携し、企業等のニーズに合った森林づくりなどによる河川や湿原周辺の環境や景観を保全する取組を進めます。
- ・教育関係者や木育マイスター[※]との情報共有を図り、木育の取組内容の充実や人材の育成・確保を進めます。

第6 計画の推進体制

1 推進体制

森林の有する公益的機能や木材の利用は、環境分野はもとより水産業や景観づくりと深い関わりを有するとともに、農業や観光、さらに、教育分野等との関わりが重要であることから、森林や木材の利用に係る庁内部局との横断的な連携を図り、効果的・効率的に施策を推進します。

また、計画の具体的な推進に当たっては、道民の自主的・積極的な取組を促進する観点から、道民の理解を得ながら進めることが重要です。

このため、条例に基づき別に定める「森林づくりを進めるための指針[※]」を活用し、自主性や自律性を尊重しながら、道民、森林所有者、事業者、NPO等それぞれの役割に応じた協働による森林づくりを進めます。

さらに、森林づくり活動に道民意見を反映させるため、道民が企画・計画段階から森林づくりに参画する取組や、様々な産業・業種が連携するなど、幅広い「協働」の取組を進めます。

また、道民に対する定期的な意識調査や、総合振興局・振興局森林室における相談業務、ホームページの活用などにより、道民の意見聴取に努め、施策への反映を図ります。

2 市町村や関係団体との連携

市町村は、地域の森林のマスタープランである「市町村森林整備計画[※]」の策定・実行監理などを通じて、森林所有者や森林組合[※]など森林づくりの担い手と直接関わることも多く、地域の森林づくりにおける主導的な役割が求められています。特に、平成29年度（2017年度）から森林の境界や所有者の情報などを市町村が一元的に管理するための台帳（林地台帳[※]）を整備する制度が開始され、令和元年度（2019年度）には、手入れが行われていない森林について市町村が森林所有者から経営管理の委託を受ける森林経営管理制度[※]が創設されるとともに、市町村が主体となって行う森林整備等に必要な財源を確保する観点から森林環境税・森林環境譲与税[※]が創設されるなど、近年、市町村の役割がますます重要となっています。

また、林業・木材産業関係団体は、各地域で森林整備を担う林業事業者や、木材の加工・流通を担う木材産業事業者の意見の収集、関係機関との調整、必要な取組の要請・提言、取組の推進などを行っており、林業・木材産業の健全な発展を目指す本計画の取組を進める上でも重要な役割を担っています。

このため、市町村や関係団体等と緊密に連携・協力する体制を構築することにより、計画の実効性の確保を図ります。

3 国有林との連携

森林の有する多面的機能[※]を持続的に発揮させるためには、地域の特性に応じて所管を越えた森林づくりを進めていくことが必要です。

このため、本道の森林面積の過半を占める国有林野を管理する北海道森林管理局と定期的に意見交換や連携施策の検討・調整を行うなど緊密な連携を図り、互いに協力して森林づくりを進めます。

具体的には、平成 25 年（2013 年）6 月に知事と北海道森林管理局長が締結した「北海道の森林づくりに関する覚書[※]」に基づき、本庁と北海道森林管理局で組織する「北海道林政連絡会議」や、総合振興局・振興局及び各事務所等で組織する「地域林政連絡会議」等において、路網[※]の整備による効果的・安定的な木材の供給やエゾシカの被害の防止対策など具体的な連携施策の検討・調整を行います。

4 推進管理

基本計画の実効性を確保するため、森林づくりを巡る情勢の変化等に対応した的確な施策の展開を図り、目標の実現に向けた施策の進捗状況や効果等を、毎年、点検・評価します。

この結果は、条例第 8 条の規定に基づき議会に毎年度報告するとともに、北海道森林審議会や森林づくりに取り組む団体、道民に対して広く公表します。

また、政策評価制度に基づき、関連施策の点検評価を的確に実施することにより、事業の見直しを必要に応じて実施します。

資料編

資料1 SDGsの17の目標（ゴール）について

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

【参考】森林の循環利用とSDGsとの関係（林野庁「令和2年版森林・林業白書」抜粋）

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下の文言は、我が国の森林の循環利用との関わりにおいて期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
 注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。
 注3：これからの様々な取組により、ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

資料2 用語解説

本文中で「〇〇〇※」と表示した用語の解説です。

ア 行

【ICT】

情報通信技術 (Information and Communication Technology)。既に一般化している IT (= 情報技術) とほぼ同義であるが、通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

【ICTハーベスタ】

採材情報の蓄積機能や通信機能を有し、素材生産※情報の通信や、需要情報に応じた採材プランの提案など、ICTを活用した伐採・玉切りなどを行うハーベスタ。

【枝打ち】

節のない良質な木材を生産するために枝を切り落とす作業。下層木や下層植生の生育のために林内の照度を確保する効果もある。

【FM認証】

森林管理 (Forest Management) の認証。森林認証制度※のうち、持続可能な森林経営※など一定の基準を満たす森林を認証するもの。

【お魚殖やす植樹運動】

「百年かけて百年前の自然の浜を」を合い言葉に、北海道漁業協同組合女性部連絡協議会が全道の漁協女性部に呼びかけ、昭和 63 年 (1988 年) から進めている植樹運動。

カ 行

【海岸防災林】

暴風、飛砂、潮風、高潮、濃霧などを防いで、沿岸の災害を防止し、生活環境の改善に役立っている海岸部の森林の総称。

海岸防災林として造成されているものは、森林法による保安林※のうち、飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林および防霧保安林の 4 種類。また、海岸部の保安林は、魚つき保安林、航行目標保安林のほか、風致保安林、保健保安林に指定され、美しい景観を維持している森林もある。

○ 飛砂防備保安林

風衝を防いで飛砂の発生を防止するとともに、飛砂を捕捉・堆積して内陸部に侵入するのを防止する。

○ 防風保安林

風速を緩和して暴風、潮風、風食などを防ぎ、沿岸地域の植物などの損傷と生理的障害を防止・軽減する。

○ 潮害防備保安林

樹幹によって侵入する波のエネルギーを抑え、津波、高潮の被害を軽減する。また、強風時の空気中の海塩粒子を捕捉するとともに、風速の緩和によって塩害、潮風害を防止する。

○ 防霧保安林

霧の移動阻止と霧粒子の捕捉によって内陸部の生活環境を保護する。

【間伐】

林木の成長に伴い過密になった森林において、一部林木を伐採し密度を調整することにより、残した林

木の健全な成長を促す作業。

【北の木の家～HOKKAIDO WOOD HOUSE～制度】

北海道木材産業協同組合連合会により認定を受けた、適切に管理された道内の森林から生産された木材を利用した住宅。

<認定の主な要件>

- ・ 道内の森林から伐採 (産地が証明) された木材を使用していること (使用量は、延べ床面積 1 m²あたり 0.1 m³ 以上)
- ・ 道産木材は、全て合法性が証明されていること
- ・ 構造用材にあっては、JAS 認定を受けていること

【木の文化】

暮らしと森林・木材が深く関わり、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、住宅、家具、日用品など様々な形で暮らしに活かすこと。

【クリーンラーチ】

間伐等特措法に基づく特定母樹に指定されているグイマツの精英樹「中標津 5 号」を母親 (母樹) とし、カラマツの精英樹を父親 (花粉親) として交配したグイマツ雑種 F₁ の品種の一つ。野ねずみの被害に強いことに加えて、カラマツよりも二酸化炭素吸収能力が高く、初期成長が早い、真っ直ぐに育つ、木材の強度が優れることなどが特徴。

【げんきの森】

子どもたちの「生きる力」を育てることをねらいとして、様々な体験活動を行い、また、自由に遊ぶことのできる森林として市町村に設定した森林。

【減災】

あらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させていこうとする取組。

【原生自然環境保全地域】

人の活動の影響を受けることなく原生の状態を維持している区域として自然環境保全法に基づき指定されている地域。

【公益的機能】

→「森林の有する多面的機能」参照

【航空レーザ計測】

航空機に搭載したレーザ計測機器 (レーザを用いた距離を測るための機器) から地表に向けてレーザを連続的に発射し、レーザが反射した地上物体の三次元位置情報を取得する計測技術。

【更新】

樹木を伐採した後、再び樹木の生えた状態にすること。植林による方法と天然力を活用する方法があり、特に後者を天然更新という。

【高性能林業機械】

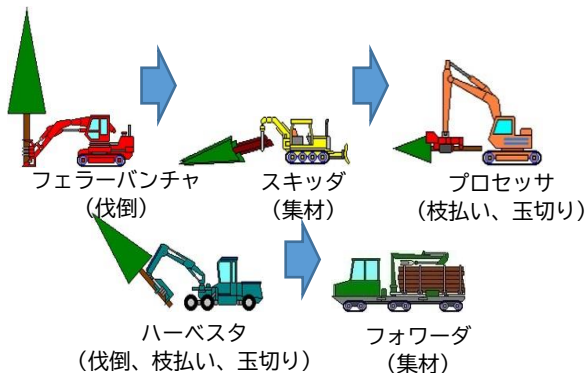
立木の伐倒や枝払い、玉切り、集材など、森林での丸太生産の工程を複数処理する作業性能の高い機械の総称。

枝払い： 伐採した樹木の枝葉を幹から切り落とすこと。

玉切り： 枝払いした幹を一定の長さに切断して丸太にすること。

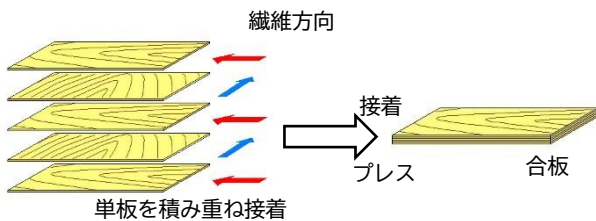
集材： 丸太などを輸送に便利な地点まで集めること。

(主な高性能林業機械)



【合板】

単板の繊維方向(木目の方向)を一枚ごとに直交させて奇数枚重ね、接着剤で接着した板。



【合法木材】

国や地域における森林に関する法令に照らし、伐採の手続きが適切に行われていることが証明された木材のことで、道内では、北海道木材産業協同組合連合会などの認定した事業者が証明。

【個別施設計画】

施設管理者が維持管理や更新を確実に進めるための方向性を明らかにし、施設毎の点検・診断結果を踏まえた計画的な修繕・更新の方法等を定めた計画。

【コンテナ苗】

硬質樹脂等で作られたコンテナ容器で育苗された根鉢付きの苗木。普通の苗(裸苗)は芽の成長が休止している春と秋に植林するのに対し、コンテナ苗は根に培地がついている状態で植え付けることから、根が乾燥しにくいと、植林可能な時期が延長できるほか、植え付け作業に熟練を要しないなど、多くの効果が期待されている。

サ 行

【採種園】

種子の採取を目的とした樹木園。成長や形質に優れた樹木が親木として植えられており、遺伝的性質の良い種子が生産される。

【さし木】

親木から枝や葉の一部を切り取り、それらを培地にさしつけて発根させることにより樹木を増やす方法。親木と同じ遺伝的性質の苗木が生産することが可能であり、種子生産量が少ない樹木でも苗木を生産できるが、樹種によって大量生産が難しい場合もある。

【山地災害危険地区】

山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などによって、人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれがある地区について調査を行い、

地形地質等が一定の基準以上の危険度であると判定した地区

【CLT (直交集成板)】

ひき板を繊維方向が直交するように重ねて接着した集成板(Cross Laminated Timber)。軽量で強度に優れ、これまで難しかった中高層の木造建築を可能にするなど、木材の需要を拡大する可能性を持った面材料。

【COC認証】

加工・流過程の管理(Chain of Custody)の認証。森林認証制度[※]のうち、木材・木製品が消費者に届くまでの各段階において、認証森林から生産された木材・木製品を区別して取り扱う体制であることを認証するもの。

【持続可能な森林経営】

森林生態系の健全性を維持し、その活力を利用して、人類の多様なニーズに持続的に対応できるような森林の取り扱いを行おうとする考え方。

【下刈り】

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、雑草や灌木が成長する春から夏の間に行う。

【指導林家】

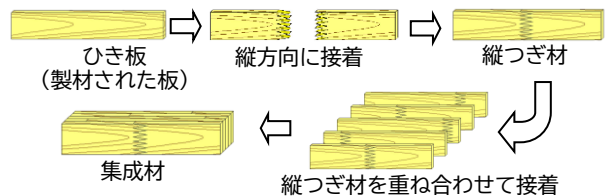
森林づくりに関する技術知識が豊富で、地域の模範となる森林施業等を実践している森林所有者。

【市町村森林整備計画】

森林法に基づき市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

【集成材】

ひき板を必要な巾、厚みに接着した木材。



【針広混交林】

トドマツ、エゾマツなどの針葉樹とミズナラ、イタヤカエデなどの広葉樹が混じり合って成立している森林。

【人工林】

人手による植林などを行い成立した森林。

【森林環境教育】

森林内での様々な活動体験等を通じて、人々の生活や環境と森林との関係について理解と関心を深める教育プログラム。幅広い国民の参加による森林づくりの促進や人と森林とが共生する循環型社会の形成のほか、子どもたちが自ら学び考えることによって「生きる力」を育むことを目指すもの。

【森林環境税・森林環境譲与税】

我が国の温室効果ガス削減目標の達成や近年多発する自然災害の防止を図るため、森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から令和元年度(2019年度)に創設された税制度。「森林環境税」は令和6年度(2024年度)から個人住民税均等割の枠

組みを用いて国税として1人年額1,000円を賦課徴収することとされており、「森林環境譲与税」は令和元年度(2019年度)から市町村及び都道府県に譲与が開始されている。譲与税の用途については、市町村においては間伐などの森林整備をはじめ、人材の育成・確保や木材利用、普及啓発などの森林整備を促進する取組に、都道府県においては森林整備等を実施する市町村を支援する取組に充てることとされている。

【森林組合】

森林組合法に基づき、森林所有者を組合員として設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

【森林クラウドシステム】

道、市町村、森林組合等で蓄積される森林情報を、次世代情報処理技術(クラウド技術)で一元的に管理する森林分野における情報システム。

【森林経営管理制度】

森林経営管理法に基づき、自ら森林の経営管理を実行できない森林所有者の委託を受けた市町村が適切な森林管理を行う制度。市町村は、林業経営に適した森林については林業経営者に経営を再委託するほか、経営に適さない森林については市町村自らが管理を行う。

【森林経営計画】

森林法に基づき森林所有者や森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、対象となる森林について、造林[※]や伐採、森林の保全などに関してたてる5年間の計画。森林所有者等は、計画を作成し、市町村長の認定を受けることで、補助金制度や税制上の優遇措置を受けることができる。

【森林資源の循環利用】

森林の有する多面的機能[※]を持続的に発揮するために、森林づくりと産出される木材の利用を循環的に行うこと。

【森林生態系保護地域】

国有林野のうち森林生態系を維持し、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究などに資するとともに、これらの森林を後世に引き継ぐことを目的に設定された原生的な天然林。

【森林整備】

造林[※]、下刈り[※]、間伐[※]などの森林施業[※]や森林に被害を与える森林病虫害等の防除、森林の手入れのために必要な路網[※]の整備などにより森林を育成すること。

【森林施業】

森林を維持・造成するための伐採、造林[※]、保育[※]など種々の作業を組み合わせ、生産や保全などの目的に応じた森林の取扱をすること。

【森林施業の集約化】

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業を行うこと。

【森林施業プランナー】

地域の森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や事業収支を示した施業提案書を森林所有者に

提示し、施業実施の合意形成を図るとともに、森林経営計画の作成・実行管理の中核を担う人材。

【森林づくりを進めるための指針】

道民、森林所有者及び事業者が協働して森林づくりに取り組むことができるよう、森林づくりに関する様々な取組や具体的な方法を示した自主的取組を促すガイドライン。北海道森林づくり条例第10条に基づき道が策定する。

【森林の有する多面的機能】

国土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、地球温暖化[※]の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能。森林の有する多面的機能のうち、林産物の供給を除く機能を「公益的機能」という。

【森林認証制度】

独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている森林や木材流通・加工業者を認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取組。

現行の制度としては、世界レベルの認証制度であるFSC(森林管理協議会)やPEFC(森林認証プログラム)、我が国独自の認証制度で、PEFCに加盟しているSGEC(「緑の循環」認証会議)などがある。

→(関連)「FM認証」、「CO2認証」も参照

【森林パトロール】

森林を無許可の開発行為、山火事、災害等の各種森林被害から守るため、国や市町村と連携し、日常的、計画的に森林の巡視を行うもの。

【スマート林業】

ICT等の先進技術を活用し、森林整備や木材流通等の効率化・省力化や生産性・安全性の向上を図る取組。道では、令和3年(2021年)3月に「北海道スマート林業推進方針」を策定し、安全で働きやすく、効率的な森林施業と需要に応じた木材の安定供給の実現に向け、北海道らしいスマート林業を確立することをめざしている。

【生物多様性】

それぞれの地域の自然環境に応じた様々な生態系が存在すること。また、生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

【施業の集約化】

→「森林施業の集約化」参照

【ゼロカーボン北海道】

道内のCO₂をはじめとする温室効果ガス排出量と森林等による吸収量のバランスが取れ、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける脱炭素社会のこと。道では、2050年までの実現を目指している。

【造林】

人為的な方法で、目的に合わせて森林を造成すること。植林による方法と天然力の活用による方法がある。

【素材生産】

森林で素材(丸太)を生産することで、樹木の伐倒、枝払い、集材、玉切りまでの工程。

タ 行

【多面的機能】

→「森林の有する多面的機能」参照

【地球温暖化】

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

【地球環境問題】

地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など、地球の視野に立って取り組まれるべき環境問題。

【地材地消】

地域で生産された木材・木製品を地域で有効活用することで、輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。

【治山事業】

山崩れ、土石流、地すべりなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや森林が持つ水源涵（かん）養機能を高めるなど、安全で安心な生活環境の保全を図る事業。

【治山パトロール】

国が定める山地災害危険地区調査要領に基づき道が調査した山地災害危険地区及び国が定めるなだれ危険箇所点検調査要領に基づき道が調査したなだれ危険箇所における、治山施設の機能調査及び現地調査を行うもの。

【提案型集約化施策】

森林組合等が、森林施策の方針・施策に必要な経費・林産物の販売見込額等を含む具体的な施策プランを作成して、森林所有者に提案し、森林施策を受託・集約化する取組。

【天然林】

主として天然の力により成立した森林。

【道民の森】

自然や森林とふれあい、自然と共に生きる心を培うことを目的に、当別町と月形町にまたがる道有地約12,000haの中に6つの地区を設けている森林総合利用施設。

【特定分野別計画】

「北海道総合計画」が示す施策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定の分野における施策の基本的な方向等を明らかにする計画。

【特用林産物】

食用の「しいたけ」「えのきたけ」及び「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類及び山菜類等、非食用のうるし及び木ろう等の伝統的工芸品の原材料並びに竹材、桐材及び木炭等の森林原野を起源とする生産物（一般に用いられる木材を除く。）の総称。

ハ 行

【パイロットフォレスト】

木材生産力の増大、林業の導入による農業の経営多角化、気象の緩和や水資源の涵（かん）養等の発揮を目的とし、昭和32年（1957年）から昭和41年（1966年）にかけて、国有林が根釧地域の原野に造

成した約8千haの森林。

【パリ協定】

2015年12月にCOP21で採択され、2016年11月に発効した地球温暖化[※]防止に関する新たな国際的枠組。長期目標として、世界的な平均気温の上昇を産業革命前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度以内に抑える努力をすることを掲げ、全ての国が5年ごとに削減目標を提出・更新する仕組みなどを規定。

【フォレスター】

国家資格である「森林総合監理士」の通称。市町村森林整備計画の策定・実行管理等への指導・支援を通じて、長期的・広域的な視点に立って地域の森づくりの全体像を示すとともに、市町村や地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施する人材。

【フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）】
複数の作業班を統括する立場から、関係者と連携して経営にも参画することができる人材

【フォレストリーダー（現場管理責任者）】
作業班に属する現場作業員（作業班員）を指導して、間伐等の作業の工程管理等ができる人材

【フォレストワーカー（林業作業士）】
作業班員として、林業作業に必要な基本的な知識、技術・技能を習得して安全に作業を行うことができる人材

【複層林】
複数の樹種や異なる林齢の樹木により構成された森林。

【保安林】

水源の涵（かん）養、土砂の流出その他災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき一定の制限（立木竹の伐採、土地の形質の変更などの制限、植栽の義務）が課せられている特定の森林。

【保育】

健全な森林を育成するために植林から伐採までの間に行う、下刈り[※]、つる切り、除伐、間伐[※]などの作業。

【防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策】

「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5か年に重点的・集中的に対策を講ずるもの。（令和2年（2020年）12月11日閣議決定）

【HOKKAIDO WOOD】

道産木材をPRするために道内の木材関連企業や団体、研究機関、道を構成員とする「道産木材製品販路拡大協議会」が立ち上げたブランド。ロゴマークやキャッチフレーズは趣旨に賛同する道産木材製品を扱う企業等が届け出ることによって無料で使用可能。

【HOKKAIDO WOOD BUILDING 登録制度】

道産木材を使用し、基準を満たす建築物を道（知事）

が登録する制度。登録施設には木製の登録証が掲示され、道産木材の魅力発信や認知度向上による利用拡大を図るもの。

<主な登録の基準>

- ・北海道内で完成した建築物
- ・構造材や内装材、外装材に道産木材を使用
- ・住宅は除く（兼用住宅の事務所・店舗等は含む）
- ・平成31年(2019年)4月以降に竣工

【北海道地域材利用推進方針】

「脱炭素社会の実現に資する等ための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」第11条第1項に基づき、北海道で定めた方針（平成23年(2011年)3月策定）。建築物や公共土木工事などにおける地域材の利用の促進に関する基本的な考え方を定めている。

【北海道の森林づくりに関する覚書】

北海道の国有林と民有林の協力・連携を一層強化し、百年先を見据えた多様で豊かな森林づくりを進めるため、北海道森林管理局長と北海道知事の間で平成25年(2013年)6月に締結した覚書。

【北海道林業事業体登録制度】

森林所有者等が森林整備を実施する際、明確な情報に基づいて林業事業体[※]を選択できるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図り、もって北海道の森林の整備に資することを目的とした制度。

マ 行

【緑の回廊】

野生生物の多様性を保全し、豊かにするため、その生息・生育地の拡大と相互交流を促すため、森林生態系保護地域などの保護林を相互に連結した野生生物の移動経路。

【緑の少年団】

緑化活動を通じて自然の学習や自然を守り育てる奉仕活動を実践する子供たちの自主的な団体。

【木育プログラム】

木育を伝えるために、ねらいを達成でき、参加者が楽しく興味がつきないような流れを意識して、アクティビティ（活動）を組み立てたプログラム。

【木育マイスター】

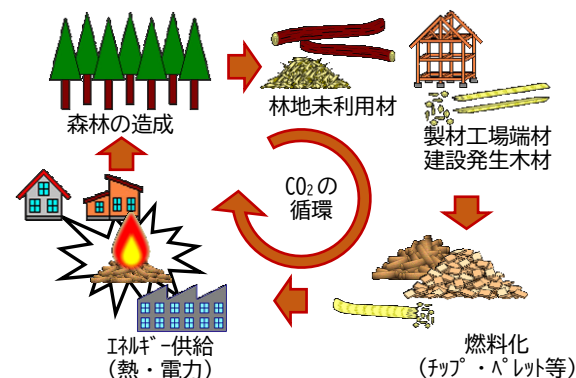
森林体験や木工体験など木育活動の企画立案や指導、アドバイス、コーディネートができる人材で、北海道が認定する木育の指導者。

【木質バイオマス】

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼び、そのうち、木材に由来するものをいう。樹木の伐採や造材時に発生する枝・葉や未利用間伐材などの林地未利用材[※]、製材工場などから発生する樹皮やオガ粉のほか、街路樹の剪定枝や住宅の解体材などがある。

【木質バイオマスエネルギー】

森林に由来するバイオマス（bio:生命・生物 mass:集まり）から得られるエネルギー。石油などの化石燃料に比べて森林バイオマスは循環的に利用できるため、地球温暖化[※]防止の視点から優れている。



【木質ペレット】

林地未利用材[※]や製材工場から発生する端材、オガ粉などを円筒状（直径6~10mm、長さ10~30mm）に圧縮成型した固形燃料。化石燃料の使用量を減らすことができるバイオマスエネルギーとして注目。

ヤ 行

ラ 行

【リスクアセスメント】

林業事業体[※]の作業現場において危険性（リスク）の洗い出し・特定を行い、労働災害の重篤性や可能性を事前に評価（アセスメント）し、その評価に従って危険性を低減させるための対策を実施する手法。

【リモートセンシング】

対象を遠隔から測定する手段であり、人工衛星や航空機、ドローンなどから地表面付近を観測する技術。

【林業グループ】

森林づくりの技術や経営改善、地域づくりや交流など森林・林業にかかわる活動を自主的に行っているグループ。

【林業事業体】

森林所有者からの受託または請負等により、森林の造成・育成や木材の生産などを行う森林組合[※]、造林[※]業者、素材生産[※]業者等の事業体。

【林業従事者】

就業している事業体の日本標準産業分類を問わず、素材生産（伐採、搬出等）、造林（地拵、植付、下刈、除伐等）、種苗生産（山行苗木）に従事する者。

【林地台帳】

統一的な基準に基づき、市町村が森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報を一元的に記載した台帳。

【林地未利用材】

立木を伐採して丸太にする過程で発生する枝葉、木の根元や先端部及び伐採後に森林外に搬出されない間伐材等の林地内に残された未利用資源のこと。

【路網】

森林の管理や整備、林産物の搬出、森林レクリエー

ションなど、森林へのアクセスに利用される道路のネットワーク。主に林道（幹線、支線）と森林施業[※]のために使用する林業専用道、森林作業道で構成。

ワ 行

【ワーケーション】

「ワーク（仕事）」と「バケーション（休暇）」を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し、職場とは異なる場所で、余暇を楽しみつつ、仕事を行うこと。道では、本道の有するポテンシャルを活かし、参加する人や企業のニーズに合わせた「北海道型ワーケーション」を推進している。